

南河内環境事業組合要綱第1号

南河内環境事業組合広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、南河内環境事業組合所有又はそれに類する財産等（以下「組合所有財産等」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、南河内環境事業組合（以下「組合」という。）の新たな財源を確保することにより、広告主に地域貢献の機会を提供し、もって官民一体となった地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 組合所有財産等に広告を掲載する事業をいう。
- (2) 広告媒体 組合が製作する印刷物、ホームページ、組合の構造物等の有形又は無形の組合所有財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次に掲げる内容の広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反していると認められるもの
- (3) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治又は宗教に関する主義主張、勧誘、批判等の意見広告
- (5) 組合又は組合構成市町村の品位を損なうおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で住民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7) 組合又は組合構成市町村が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 他者に対する誹謗又は中傷を含む内容のもの
- (9) 個人又は団体の名刺広告
- (10) 求人広告又はこれに類するもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあるもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うことについて、管理者が適当でないと認めるもの
- 2 次に掲げる業種及び事業者に関しては、広告掲載の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
 - (3) 消費者金融及び高利貸しに係る業種
 - (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関する業種
 - (5) 利殖を目的とした投資又は投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
 - (6) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
 - (7) 法律に定めのない医業類似行為を行う業種
 - (8) 興信所、探偵事務所等の私的な秘密事項の調査を行う業種
 - (9) 占い又は運勢判断に関する業種
 - (10) 結婚相談所、交際紹介業又はこれらに類する業種
 - (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
 - (12) 組合構成市町村税の滞納がある事業者
 - (13) 南河内環境事業組合競争入札指名停止措置要綱（平成19年南河内環境事業組合要綱第4号）に基づく指名停止期間中の事業者
 - (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行うことについて、管理者が適当でないと認めるもの
- （広告事業の実施）

第4条 広告事業を実施しようとする課等の長（以下「課長等」という。）は、広告事業の実施に当たり、広告媒体ごとに広告の規格、募集方法、

選定方法その他広告事業の実施について、必要な事項を別に定めるものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、当該広告媒体の性質、発行部数、広告の大きさ等を勘案し、管理者が別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、組合ホームページにより行う。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載の申込みをしようとする者（第14条第1項の規定により広告代理店を通じた広告事業の実施を行う場合にあっては、広告代理店。以下「申込者」という。）は、管理者が別に定める方法により申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 管理者は、前条の申込みを受理したときは、第3条の規定に基づき審査した上、広告掲載の適否を決定し、管理者が別に定める方法により、その結果を申込者に通知するものとする。

2 管理者は、前項に基づく広告掲載の決定に際して、仕様の変更その他必要な条件を付すことができる。

(広告主の義務と責任)

第9条 前条第1項の掲載決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が広告を掲載するに当たり必要と認めること。

2 広告主は、広告の内容等に関しての一切の責任を負うものとする。

3 広告主は、広告掲載に関して第三者からの苦情及び被害救済の申立て、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任と負担においてこれを解決しなければならない。

(費用負担)

第10条 広告原稿及び広告物（第2条第2号の広告媒体を除く。）の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載の決定後、広告掲載料を管理者が指定する日までに一括して納付しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することが出来ない事由により、広告の掲載等を中止し、又は広告の掲載に係る契約を解除した場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第13条 管理者は、広告主の行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 広告掲載の承諾後の状況変化等により、広告の内容が第3条に掲げる基準に抵触したとき。
- (3) 広告掲載料を指定期限までに納付しなかったとき。
- (4) 第9条の規定を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと管理者が認めたとき。

(広告代理店を通じての広告事業の実施)

第14条 管理者は、この要綱に定める趣旨において、広告代理店を通じて広告事業を実施することができる。この場合において、管理者は、第8条の規定に基づき、広告内容の審査及び広告掲載の適否の決定を行うものとする。

2 広告代理店が行う広告募集に応募する者は、前項の決定に係る範囲において組合が調査を行う場合にあっては、これに同意したものとみなす。

(審査委員会)

第15条 広告掲載の決定等について疑義があったときに、当該疑義に関する事項を審査するため、南河内環境事業組合広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、事務局長をもって充て、委員は、事務局理事、事務局次長、事務局次長代理、及び課(工場・所)長の職にある者のうちから事務局長が任命する者をもって充てる。
- 4 前項に定めるもののほか、委員長は、必要と認めるときは、指名す

る者を臨時の委員をもって充てる。

(会議)

第16条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告の内容等又は広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者及び有識者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、委員会に諮問する課等において処理する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告事業について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。